

令和4年度第1回美祢警察署協議会会議録

開催日時	令和4年6月15日（水）午後3時30分～午後4時48分	
開催場所	美祢警察署3階 講堂	
出席者	協議会	安藤浩太郎、石田杏子、山田悦子、高山正樹、配川覚史 計5人
	警察署	署長、次長、会計課長、刑事生活安全課長、交通課長、警備課長 計6人
議題	1 所管事項説明 2 諮問事項 「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」	
<p>1 会長挨拶</p> <p>昨年度は、コロナ情勢で1回しか開催できず、会長会議も中止となり残念であった。</p> <p>本年度は、コロナ情勢も落ち着いており、今までどおりに開催できることを期待している。また、会長としての任期も残り1年となり、全力で全うしたい。</p> <p>さて、市内でうそ電話詐欺の被害が発生し憂慮している。私自身も、警察署が配信しているメルマガなどを参考にし、被害に遭わないよう注意している。引き続き被害が発生しないよう情報発信に努めていただきたい。</p> <p>本日の諮問事項は、「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」である。委員の皆さんには、忌憚のない意見をお願いします。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p> <p>3 所管業務説明</p> <p>令和4年1月から4月末の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。</p> <p>(1) 効果的な犯罪抑止対策の推進状況</p> <p>ア 刑法犯の認知・検挙状況等</p> <p>イ うそ電話詐欺の発生状況</p>		

- ウ 人身安全関連事案の対応状況
- (2) 地域安全活動等の推進状況
 - ア 地域安全活動の推進状況
 - イ 110番対応状況等
- (3) 交通事故抑止対策の推進状況
 - ア 交通事故発生状況
 - イ 管内の交通事故の特徴等
 - ウ 交通事故抑止対策の状況
- (4) 大規模災害等に備えた緊急事態対策の推進
 - ア 梅雨期等における気象警報発表状況
 - イ 災害に備えた取組

4 諮問事項

「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」について説明した。

【所管業務・諮問事項に対する質疑等】

(委員)

ハザードマップは、どこで入手できるのか。

(警備課長)

市役所や総合支所、地域交流センターで紙ベースのものを入手可能である。また、市のホームページでも閲覧、確認することができる。

(委員)

自家発電機を備え、災害などで停電した際にも地域住民が給油できる、住民拠点サービスステーションというガソリンスタンドがあるが、地域住民への周知が図れていないのが実情である。石油組合としても市民に知ってほしいと思っており、周知を図る取組の必要性を感じているが、警察からも、石油組合との連携を図って広報を行うことはできないか。

(警備課長)

資料を提供していただいた上で広報について検討する。

(委員)

高齢者の中には、避難情報が発令されてもなかなか避難しない方がおり、課題となっている。市でも取り組んでいると思うが、警察からも、高齢者サロンや老人クラブ等の会合に参加して情報発信を行うなど、高齢者の避難行動等につながる取組をしてはいかがか。

(警備課長)

警察として、できる限りの情報発信を行っていきたい。

(委員)

うそ電話詐欺などで、犯罪に使用された口座番号が分かっている場合があると承知しているが、その場合であっても検挙することは難しいのか。

(署長)

口座番号が分かっているというだけで、検挙に結びつくというわけではない。様々な捜査を行うことによって検挙に結びつけている。しかしながら、受け子等の末端の被疑者は検挙できても、なかなか主犯格の検挙に至らないというのが実情である。

(委員)

美東交番の建て替えに伴い、赤郷駐在所と綾木駐在所を廃止して統合するとのことであるが、地域住民、特に高齢者の中には、駐在所を頼りにしている方が大変多いと感じており、廃止になることで、夜間や災害時などの対応について不安を抱いているのではないかと思う。そうした地域住民の不安について理解していただき、今後、駐在所が廃止となった場合、警察署として、地域の方々の不安解消と安全・安心を確保するための積極的な取組や活動、情報発信などをお願いしたい。

(署長)

3年後を目処に、美東交番を建て替え、運用開始に合わせて綾木駐在所と赤郷駐在所を統合することで計画を進めている。駐在所を廃止することについて、地域住民の不安があることは承知している。しかしながら、交番と駐在所を統合することによって、交番の機能強化を図り、夜間の対応能力の向上や様々な意見・要望に応じていくことができると考えている。住民の不安感の払拭、安全・安心の確保のためにも、運用面などの検討を進めていきたいと考えている。

なお、未確定な部分もあるので、今後も地域住民に対する丁寧な説明に努めてまいりたい。

(委員)

可搬式オービスによる取締りは、スクールゾーンを中心に行っていると承知しているが、子供の安全につながっているのか。

(交通課長)

可搬式オービスによる取締りについては、ゾーン30を中心に行っており、子供や高齢者、地域住民の安全につながっていると認識している。

今般、機材が2台になり取締り回数が増えることとなる。したがって、ゾーン30に加え、死亡事故現場付近や通常の方法取締りが難しい場所等、様々な場所において、機動的かつ効果的な取締りを行っていくこととしている。

(委員)

車両への高齢者マークの貼付は義務か。

(交通課長)

努力義務である。

(委員)

速度規制の終わりを示す補助標識が数種類あり分かりづらい。意味が同じであれば統一することはできないのか。

(交通課長)

法令に基づいて設置しており、統一することはできない。

(委員)

地域住民が地域の取組として路肩の草刈りを行っているのを見かけることがある

が、何の規制もせず行っており大変危険であると思う。飛び石等によるトラブルも予想されるところであり、地域住民に対して危険性について周知を図ることはできないか。

(署長)

実態を把握して、関係機関と連携し、事故防止の観点から注意喚起等を行うことができるかどうか検討したい。

5 次回開催予定

次回（令和4年度第2回）協議会は、改めて日程を調整し開催日を案内する。